

欧州の食品輸出にあたって

英国(EU)における食品・農林水産物輸入規制の
最新情報を中心に

2014年1月

ジェトロ・ロンドン
山田 貴彦

1. 輸入規制・手続き関係

(1) 動物検疫関係

◆食肉・動物由来製品(肉・肉加工品、乳・乳加工品、家きん・卵・卵製品、天然はちみつ等)

↳ 牛肉、ケーシング以外は、EUへの輸出を許可したEU域外国・地域リストに日本が掲載されておらず、日本からの輸出は不可能。

◆水産物・水産物由来製品(動物検疫であるため、海藻等植物性のものは含まれない)

↳ EUにより認定された施設(冷凍船、養殖場、加工場等)で生産・加工された輸出物については、衛生証明書を付した上で輸出が可能(生きている魚類・貝類、生の魚卵、魚の精液は輸出規制あり)。
(注)EUへの輸出が認められる施設(漁船・養殖場)、加工品の場合は加工施設×品目。EUに輸出できる魚種は指定されている。

※ 水産物については、IUU漁業規則に基づく漁獲証明書・加工証明書もあわせて必要。(養殖は不要)

→参考:EU向け水産食品の輸出について(水産庁HP) <http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/eu/index.html>

(1) ”混合(複合)食品 composite products ← 動物検疫の適用除外措置

◆動物性加工食品と植物性食品の両方を含む加工食品であり、一定の要件(食肉が入っていない、動物性食品が50%以下、安定した食品等)を満たす場合には、検疫対象から外れる。日本の場合、乳製品が入っている場合輸入不可。

(定義)動物性加工食品と植物由来製品の両方を含む食用の製品。原材料の加工作業が最終製品の生産行程の不可分の一をなす場合を含む。

(但し、単に動物性食品と植物由来製品が混在しているだけでは混合食品とはみなされない。たとえば、植物油漬けのマグロはあくまで水産物であり、果実味のヨーグルトは乳製品であるため、それぞれの衛生条件下に置かれる。)

EUの主要な関連規制②

(2) 植物検疫関係

- ◆ 生鮮野菜・切り花・盆栽等、一部の植物等については、特別な検疫条件を満たす必要があったり、日本で検査を受けて植物検疫証明書を添付する必要がある。

(参考)植物検疫所HP: <http://www.maff.go.jp/pps/j/search/detail.html>



品目ごとに細かく異なるため、品目を特定した上で、最寄りの植物防疫所に相談。検疫の要求事項によっては時間が必要なものも存在するため、相談は早めに。

2. 放射性物質関係

- ◆ 福島第一原発事故を受け、EUでは日本から輸入される食品・飼料について、別途手続きを要求。

(日本での手続き)

- 下記の地域の品目については、日本で放射性物質検査を実施した上で、放射性物質検査証明書を取得

① 福島:全品目(酒類を除く)

② 9都県(群馬、茨城、栃木、宮城、埼玉、東京、千葉、神奈川、岩手)

:きのこ類、茶、牛肉、水産物並びに、一部の山菜類、一部の野菜、一部の果物及び一部の穀類

③ 青森、山梨、長野、新潟:きのこ類、 静岡:茶及びきのこ類

④ ①～③の地域の品目を50%以上含有する加工品

- 上記以外の地域の品目
→日本で産地証明書を取得

●2011年3月28日前に収穫・製造・加工されたもの
→製造日証明書を取得 →EU到着時検査は不要。

▶ EU到着後、EU側でサンプル検査を実施(全加盟国、全品目について一律5%の抽出率)。

ただし・・・日本酒、焼酎、梅酒等の酒類全般は本規制の対象外(手続き不要)

(参考)農林水産省HP → http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/eu_shoumei.html

3. 食品衛生関係

(1) 残留農薬(MRL: Maximum Residue Level)

- ◆ EU規則396/2005により、それまでEU加盟各国によりバラバラだった残留農薬規制が、2008年9月より完全にハーモナイズされた。
- ◆ 日本と同様、ポジティブリスト制をとっており、掲載されていない農薬については、一律0.01mg/kgを上限に設定。
- ◆ 次のウェブサイトで、作物別・農薬別などで検索が可能。

データベース: http://ec.europa.eu/sanco_pesticides/public/index.cfm?event=substance.selection

根拠法令: 食品および飼料における農薬の最大残留基準値に関する欧州議会・理事会規則(396/2005)

(2) 重金属残留等

- 硝酸塩、カビ毒、重金属等の特定物質については最大混入許容量が、品目別に定められている。例えば海苔に含まれる重金属(カドミウム)が問題となることがあった。

根拠法令: 食品中の汚染物質について基準値を定める欧州委員会規則(1886/2006)

(3) 食品添加物

甘味料・香料・着色料等の食品添加物については、ポジティブリスト制であり、使用条件や使用限量が物質ごとや使用する食品の品目ごとに定められている。また、すべての食品添加物は純度基準を満たす必要。

根拠法令: 欧州委員会規則1333/2008、1129/2011、1130/2011

ポジティブリストは、下記データベースで検索可能

https://webgate.ec.europa.eu/sanco_foods/main/?event=display

EUの主要な関連規制④

(4) 遺伝子組み換え食品

- ◆EUでは、日本と違い、最終製品中に遺伝子組み換えDNAまたはタンパク質が検出されなくとも、すべての遺伝子組み換え食品・飼料に表示が義務づけ(遺伝子組み換え飼料及び医薬品を摂取した動物の肉や、遺伝子組み換え酵素を使用して製造されたチーズを除く)。
- ◆EUが認可した組み換え体については、0.9%未満まで偶発的混入が認められている。
- ◆また、未認可の組み換え体についても、0.5%未満まで偶発的混入が認められているが、いずれの場合も「偶発的」とすると認められるためには、遺伝子組み換え農作物を原材料としていない生産証明書が必要となる。
- ◆このため、日本のような「不分別」という概念はない。

EUで認可されている組み換え体のリスト: http://ec.europa.eu/food/dyna/gm_register/index_en.cfm

根拠法令: GM食品および飼料に関する欧州議会・理事会規則(1829/2003)

http://ec.europa.eu/food/food/animalnutrition/labelling/Reg_1829_2003_en.pdf

(5) 新規食品

1997年5月15日以前に輸入されていなかったものを新規食品とみなし、これらは当局に対して、科学的な情報や安全評価レポートなどを提出して、認可を得る必要がある。場合によっては、当局からさらなるリスクアセスメントを求められる場合もある。

これまでに認可された新規食品: http://ec.europa.eu/food/food/biotechnology/novelfood/authorisations_en.htm

根拠法令: 新規食品および新規食品成分に関する欧州議会・理事会規則(258/97)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1997R0258:20090120:EN:PDF>

(6) 容量規制(ワイン及び蒸留酒のみ)

EUレベルでは、2007年10月にほとんどの容量規制が廃止され、現在では、ワイン及び蒸留酒のみが容量規制を受けることとなっている。(750ml、1500ml等)

根拠法令: 包装製品の容量を規定する欧州議会・理事会指令(2007/45/EC)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2007:247:0017:0020:en:PDF>

(7) 表示

- ◆表示は、当該国で一般に使用されている言語で表示(複数言語表示は可能)。
- ◆消費者に誤認させないような表示をしなければならない。

義務表示事項

- | | |
|--------------------------------------|----------------------------------|
| ・名称 | ・原産地表示(誤解を招く恐れがある場合) |
| ・原材料名、 | ・ロット番号 |
| ・特定原材料(アレルゲン、添加物等) | ・充填ガス |
| ・量目 | ・遺伝子組み換え |
| ・賞味期限・消費期限 | ・電離放射線処理済み食品 |
| ・保存条件又は使用条件 | ・その他特定の原料(アスパルテーム、多価アルコール、カンゾウ等) |
| ・登録販売者 | |
| ・アルコール度数(1.2%以上、小数点第一位まで、妊婦ロゴまたは警告文) | |

※2012年1月より「グルテンフリー」=「20mg/kg未満」

※添加物は名称またはEナンバー(多くがEナンバーでの表示)

表示に関するEU新規則(regulation)が採択。 -施行までの猶予-(2014年12月(栄養表示は2016年12月))

→ 根拠法令: 欧州議会・理事会規則1169/2011

- ◆一部の権限を加盟各国に残しつつも、各国の法規の調和を目指しており、施行後は各国の表示に関する法令は廃止。
- ◆主要部分は従来同様だが、栄養開示の義務化(熱量+栄養成分6種。但し酒類は熱量のみ、原産地表示の拡大等)。
- ◆初めて活字の最小サイズが決定(欧文フォントのベースラインからの小文字xの高さが1.2mm。ただし、最大の面が80cm²未満の場合は0.9mmで可)
- ◆詳細部分は今後決定されていく予定。

EU規制に関するケーススタディ(相談事例より)

- ①動物性食品が含まれた混合食品の扱い
 - 動物性エキスが半分以下であればOK
 - チャーシュー入りのカップラーメンの扱い
 - 肉入りレトルトカレーと野菜ゴロゴロレトルトカレー

- ②カレールー問題
 - 乳製品に関する規定
 - 以前までは輸入可だった？
 - 他の食品に問題が波及

- ③ユズは輸入できるのか？
 - 輸入禁止？輸入可能？
 - 加工品は？

EU規制に関するケーススタディ(相談事例より)

④日本の水産物

→EUのHACCP取得の必要性(一方で困難な現実)

- ・鯉節問題:上記に加えて、発がん性物質(ベンゾピレン)に関する規制
- ・CO混入問題(英国特有?)

⑤残留農薬規制(特に緑茶)

→EU基準に則った証明書の添付の必要性

⑥日本酒のEU域内流通時の注意

→EU域内でも、酒税は各国毎で徴収

⑦焼酎のボトルに関する容量規制

→どこまで遵守すべきか

⑧和牛の輸入解禁の現状

海外へ食品を輸出するには・・・

①現地のマーケット情報の把握

- ・消費者の特徴(ライフスタイル、「食」の優先度、「食」に求めるもの、、、)
- ・トレンド(ヘルシー、イノベーティブ、、、)
- ・外食、小売の特徴(どのようなところでどのようなものが販売されている)
- ・類似する商品の価格帯 など

→これらを踏まえたマーケティング戦略を練るべき。

自社の「どの商品(Product)」を、「どういった場所(Place)」で、「どれぐらいの価格(Price)」で、「どのように(Promotion)」販売するのか。

始めから答えがあるわけではなく、仮説を立てながら、試行錯誤等を行うしかない。

×「自分の商品は品質がよいので、どこでも売れる。」

⇒サプライ・サイドの発想ではなく、「マーケット・イン」の発想を持つべき

海外へ食品を輸出するには・・・

②商流の確保

輸出するためには、
輸出会社（日本国内）
インポーター（英国（欧州））
と組む必要（商流の確保）

⇒下記のいずれの方法で商流を確保。

- ・小売やレストランに売り込みをはかり、彼らが有する物流を活用
- ・自社商品を気に入ってくれるインポーターを探し、彼らと一緒に販路開拓

このために「**商品規格書**」（**英文**）の準備は重要

更に、物流を確保したら売れるわけではなく、**メーカー自らが、営業活動を行う必要**。（インポーターが全面的に営業をしてくれることはまずない。）

海外へ食品を輸出するには・・・

③クリアすべき障壁の数々

(1) EUの食品輸入規制

概して、EUの輸入規制は

- ・他国と比べて厳しい
- ・解釈でグレーゾーンが存在する(特に欧州の食文化にない、日本食材)上に
- ・運用が、各通関によってばらつきがある。

(2) 長距離輸送

船便輸送で少なくとも1~2ヶ月かかる

→コスト高、賞味期限の問題、品質管理(赤道を通る)

(3) 諸税(関税及びVAT)

(4) 各種規格(必要に応じて)

オーガニック規格、食品安全規格(BRC, FSSC22000)など

輸出につながる効果的な支援とは……

国、地方公共団体、ジェトロなどが幾ら支援をしても限界(輸出主体ではない)

最終的に成功するかは**生産者の姿勢**次第

ただし、

- ・輸出に向けた気運の醸成
 - ・情報の提供(前述の①～③)
 - ・機会の提供(セミナー開催、商談会開催、ネットワーキングの支援など)
- はできる。(むしろ積極的に行うべき)

<ジェトロロンドンでの成功事例>

- ・英国高級百貨店との取引までいった製茶メーカー
- ・英国やドイツの見本市で着実に輸出先をつくった、果物加工メーカー

ジェトロの積極的な活用を！ （国内40事務所と海外55事務所の幅広いネットワーク）

ステージ



ニーズ

例:

- 輸出可能国は？品目は？
- マーケットの状況は？
- 貿易実務を身につけたい！

例:

- どういった地域顧客層をターゲットにするか？
- 価格設定をどうするか？
- 市場に合わせた商品開発をどう進めるか？

例:

- 商談前に準備しておくことは？
- 商談を効率的に行うコツは？
- 商談後のフォローは？

例:

- 信用情報は？
- 契約実務のノウハウは身につけている？

ジェトロの支援

基礎的支援

情報提供（J-FILE、J-MESSE等）・セミナー（輸出入門、貿易実務）、研修・個別相談

海外商談会（SFFF、アヌーガ、シアル、Biofach、Seafood EXPOなど）

商談支援

バイヤー招聘・見本市出展商談会

（FOODEX, AGRIfood, 地銀フードセレクション、地方商談会、品目別商談会（日本酒、緑茶）等）

総合的支援

有望案件発掘支援・業界団体向け輸出サポート

ご清聴ありがとうございました。

【免責事項】

ジェトロは、本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートは信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本レポートの論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。

本レポートには、ジェトロの公式見解ではありません。これらについてジェトロは一切の責任を負うものではありません。